



# プラスチックごみの分別!

～実際に分けてみると～

4月から始まったプラスチックごみの分別に、まだ迷う方も多いと思います。実際、プラスチックごみのなかにもいろいろなものが入ってきます。

今回は、**プラスチックごみとして処理できないもの・対象にならないもの**を紹介します。

上の写真は  
このように  
分けます！

## もえるごみ

- ①合羽、③ピアニカ、④土落としマット、
- ⑤ビーチサンダル、⑥水切り、⑨じょうろ、⑩プランター、
- ⑪フロッピーディスクのケース、⑫車の足マット

**なぜ?** プラスチック製ですが、**プラスチックごみの対象となりません。**

## 衣類の切れ端

**なぜ?** 衣類の切れ端は、もえるごみで出してください。ナイロンやポリエステルなどの生地の衣類でも、汚れないものは、古布としてリサイクルできます。

プラスチックごみの対象になるものは、次の条件を満たしているものです。

- ①販売されているときに、商品が入っている容器・袋および商品を包んでいる外装フィルムなどで  
プラスチック製のもの

- ②プラスチック識別表示マーク\*がついている（条件①に当てはまれば、マークがなくてもかまいません。）



## プラスチックごみ・ペットボトル

### ⑦ペットボトル

**なぜ?** キャップとラベルは、プラスチックごみです。ペットボトル本体は、中を水洗いしてペットボトルとして出してください。

## 粗大ごみ

### ⑧掃除機

**なぜ?** 電気コードを使用する電気製品は、粗大ごみとして出してください。

## ➊ 効率よく処理できるよう、みなさんのご協力をお願いします

見出し写真の中の②のように、レジ袋にプラスチックごみ（トレー・ラップなど）を入れ、プラスチックごみ用袋（黄色）に入れてごみを出すのはやめてください。

### どうして?!

プラスチックごみは、あじさいクリーンセンターに新しくできたプラスチック圧縮梱包施設で一次処理をします。その処理工程で、機械がプラスチックごみ用袋を破りますが、その中の内袋までは破れません。また、不適物などを取り除く選別作業を作業員が行っています。内袋のように使ってあると、そのたびに袋から取り出すことになり、余分な手間がかかってしまいます。

